

(24) 年俸制適用職員業績評価委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

委員会は、本学年俸制適用職員の業績評価を行うとともに、評価項目及び評価方法に関する事項、評価結果案の作成に関する事項、その他業績評価に関する事項を審議するため、平成 27 年度に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

本委員会は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長及びその他学長が指名した者若干人をもって組織する。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和 5 年度は、委員会を 4 回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 年俸制適用職員の令和 4 年度の業績評価
- ii) 年俸制適用職員の基本給の改定号俸案の作成
- iii) 年俸制適用職員の業績評価に関する要項の一部改正

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

令和 5 年度は、年俸制適用の大学教員（12 人）に関して、当該教員の令和 4 年度の活動実績及び自己評価に係る業績評価を行い、評価結果案を作成した。

また、年俸制と月給制の評価基準・評価方法の統一化に向け、年俸制適用職員の業績評価等に関する要項を改正した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

第 4 期中期計画において、年俸制適用職員と月給制適用職員の評価基準・評価方法の統一化を図った大学教員に係る新たな評価制度を策定することとしていることから、現行の年俸制の業績評価項目と全ての教員を対象としている大学教員業績登録システムの入力データ項目を比較・検討し、年俸制適用職員の業績評価等に関する要項を改正した。